

現 場 説 明 書		
1	工 事 名 称	令和6年度 中込地区新保育所建設事業建築（本体）工事
2	工 事 箇 所	佐久市中込一丁目10番地1ほか
3	工 事 概 要	建築本体工事一式 鉄骨造 2階建 鋼板葺 延べ面積 2,008㎡ 外構工事一式 園庭、駐車場、駐輪場、歩行者用通路 ほか
4	関 連 工 事	令和6年度 中込地区新保育所建設事業建築（電気）工事 令和6年度 中込地区新保育所建設事業建築（管）工事
5	支 払 条 件	債務負担行為事業
6	注 意 事 項	
	(1)	現場進入口は安全に通行出来るよう整備するとともに、工事現場周辺に仮囲い及び通路養生を行い、作業員及び第3者の安全はもちろんのこと、騒音、ほこり、土砂等で支障がないよう十分注意すること。 また、当工事現場の砂等が近隣の建物に吹き込まないように、必要に応じて対策を行うこと。 なお、施工者は関連工事の施工者と互いに協力し、安全管理に細心の注意を払うとともに、安全上必要な仮設については、請負代金の範囲内において設置すること。
	(2)	工事用車両等の通路は請負者の責任において整備を行うこと。また、工事車両等の通行により問題が生じた場合は、請負者の責任において対処すること。
	(3)	工事着手前に現場及び周辺住宅の記録写真を詳細に撮影し、損傷した場合は監督職員の指示により現状に回復すること。
	(4)	近隣の住民等に工事について協力を依頼し、トラブルが発生しないよう配慮すること。 また、通行人に対しての安全についても配慮すること。
	(5)	同一敷地内で同時期に、上記4のとおり関連工事を予定しているので、各請負業者は互いに協力するとともに情報を共有して工事を行うこと。
	(6)	本工事における交通誘導員は、交通誘導員Aを配置すること。安全体制を十分に協議し、関係機関との調整を行い、計画書を提出すること。 なお、自社の従業員で誘導を行う場合は、警備業法14条で規定する以外のものとし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置しているものとみなし、協議のうえで変更する。
	(7)	保険の期間については、工期プラス1ヶ月程度加入のこと。 なお、保険の種類は特記仕様書に記載しているので確認すること。
	(8)	建退共に加入し契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書（又は理由書）を提出すること。 なお、工事契約後は必要枚数分の共済用紙を購入し、原則として現物支給とすること。

(9)	部分払いの対象とする工事材料については、工事現場に搬入済みの材料及び製造工場等にある材料で、監督員の検査に合格したものとする。 なお、製造工場等にある工事製品を計上する際は、受注者の当該製品に対する支出が確認できた場合とする。
(10)	本工事は、『都市構造再編集中支援事業』の対象事業である。 補助事業で必要となる書類の作成に要する資料の提出に協力すること。 また、監督職員の指示により、工事着手前、工事中及び完了時等の写真を記録し、画像データを提出すること。
(11)	新保育所は令和8年4月開所予定である。工期内にしゅん工検査を受検し、引き渡しができるよう工程管理を行うこと。
(12)	既設駐輪場の解体工事の着手前に新設の駐輪場を完成させること。 また、既設駐輪場解体工事には、駐輪場利用者への周知期間と新設駐輪場への移行期間が必要になるので、全体工程を立案する際に監督員と協議を行うこと。
(13)	本工事における工事請負代金（前金払・部分払等を含む）の支払いは、令和7年度以降となる。